名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱

（趣旨）

第１条　名古屋市介護保険条例(平成12年名古屋市条例第21号。以下「条例」という。)及び名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生活援助型配食サービスの実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

（用語）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（食事の種類等）

第３条　条例第６条の２第１項に規定する食事の配送は、特別給付対象者1 人当たり、1日につき1 食の昼食又は夕食を配送するものとする。

（配食サービス費の算定）

第４条　条例第６条の２第２項に規定する額の算定にあたっては、医療法(昭和23年法律第205号)第１条の５に規定する病院等への入院及び次の各号に掲げる介護サービス等を利用した日は、配食サービス費の対象としないものとする。ただし、いずれの場合においても入退院または入退所の日、及び食事サービスの提供のない場合を除く。

(1) 介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護

(2) 介護保険法第８条第10項に規定する短期入所療養介護

(3) 介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護

(4) 介護保険法第８条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス

(5) 介護保険法第８条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護

(6) 介護保険法第８条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

(7) 介護保険法第８条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(8) 介護保険法第８条第22項に規定する複合型サービスのうち宿泊サービス

(9) 介護保険法第８条第24項に規定する介護保険施設

(10) 介護保険法第８条の２第９項に規定する介護予防短期入所生活介護

(11) 介護保険法第８条の２第10項に規定する介護予防短期入所療養介護

(12) 介護保険法第８条の２第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護

(13) 介護保険法第８条の２第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス

(14) 介護保険法第８条の２第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

(15) 老人福祉法（昭和38 年法律第133号）第20 条の4 に規定する養護老人ホーム

(16) 老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホーム

(17) 老人福祉法第29条第１項に規定する有料老人ホーム

２ 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要であると認める場合については、配食サービス費の対象としないことができる。

（利用者の負担）

第５条　次の各号に掲げる費用は、配食サービスを利用する者の負担とする。

(1) 食事代

(2) 食事の配送及び安否の確認に要する費用

ア　法第49条の2に規定する要介護被保険者及び法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者以外の者　規則第22条の3に規定する額の100分の10に相当する額

イ　法第49条の2に規定する要介護被保険者及び法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者　規則第22条の3に規定する額の100分の20に相当する額

（利用申込）

第６条　配食サービスを受けようとする特別給付対象者は、指定特別給付事業者に介護保険特別給付配食サービス利用申込書(第１号様式)を提出するものとする。ただし、利用申込をすることができる事業者は、利用しようとする者の住所が異動した場合や、利用している事業者が事業を廃止し、又は休止した場合等を除いて、月を単位として１事業所とする。

２ 前項に規定する利用申込は、要介護状態区分が記載された介護保険被保険者証の交付を受けた日以降にすることができるものとする。

３ 指定特別給付事業者と配食サービスの利用契約を締結した者（以下「利用者」という。）は、前項の利用申込書を提出した後、契約した指定特別給付事業者を通じ住所地の区長あて介護保険特別給付配食サービス利用(開始・変更)申請書兼受領委任申出書(第２号様式)を提出しなければならない。

（配食サービス費の請求等）

第７条　条例第６条の２第３項の規定に基づき、配食サービス費を特別給付対象者に代わって指定特別給付事業者に支払う場合において、指定特別給付事業者は、配食サービス提供月における利用者ごとの利用実績を配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書(第３号様式)に記入し、利用者の検印を受けた上で、サービス提供の翌月10日までに利用者の住所地の区長に申請するものとする。ただし、サービス提供の翌月10日までに当該申請をすることができなかった場合においては、サービス提供の翌々月以降の申請に併せて申請するものとする。

２ 指定特別給付事業者は、前項の配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書の作成に際し、配食サービスを提供した日が第４条に規定する配食サービス費の対象としない日でないことを、介護サービスに係る給付管理票等により確認しなければならない。

３ 市長は、第１項の配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書を受領後、利用者の介護保険に係る資格等を審査した上で、指定特別給付事業者に対して配食サービス費を支払うものとする。

４ 前項の支払いは、適正な申請があった日から60日以内にあらかじめ指定特別給付事業者が申請した銀行口座に振り込むものとする。

（事業者の指定要件）

第８条　条例第６条の２第１項の規定により指定特別給付事業者の指定を受けようとする者は、別に定める「名古屋市生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準」を満たさなければならない。

（事故時等の対応）

第９条　市長は、配食サービスに係る食事について、食中毒等の事故が発生した場合等において、食品の安全性を確保する必要があると認めるときは、当該指定特別給付事業者に対し、配食サービスの提供を中止させることができる。

（報告等）

第10条　市長は、配食サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定特別給付事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定特別給付事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定特別給付事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは指定特別給付事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定特別給付事業者の当該指定に係る事業所について、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２ 介護保険法第24条第３項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第４項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、配食サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成15年7月10日から施行する。ただし、第３条の規定は、平成15年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。